

(5) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。
- 子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援の実施に努めます。

主な取組	取組内容
地域子ども・子育て支援事業以外の幼児期の教育・保育の提供及び推進	○子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に加え、関連性の高い下記の事業を実施するとともに、各種子育て支援事業の情報提供を行います。 ・休日保育事業、夜間保育事業 ・子育て連携事業 ・釧路市保育研修会
保幼小連携の取組の推進	○幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、より多面的な保幼小連携の取組を推進します。
認定こども園への移行	○幼稚園・保育所設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を積極的に行い、認定こども園への移行を促進するなど、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

- 2019年（令和元年）10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、「子どものための保育・教育給付」以外に「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

8 計画の推進体制

○本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

○計画に基づく進行管理にあたっては、「釧路市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

1 計画策定の背景と趣旨

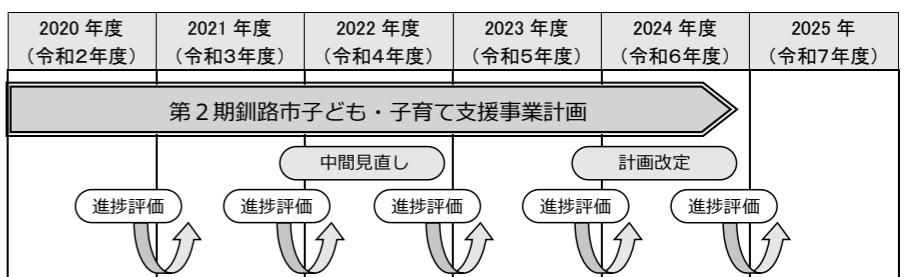
- 釧路市では、2014年度（平成26年度）に、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」を一体的に策定し、子ども・子育てに係る様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。
- しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会情勢の変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。
- 今後もきめ細やかな子ども・子育て支援の推進を図る必要があることから、第1期計画の「釧路市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間を終了することを受け、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定め、地域の協力のもと、各施策・事業を計画的に推進していくため、「第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、市内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。
- また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで市が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画となります。
- 「釧路市まちづくり基本構想」を上位計画として各種関連計画との整合性を図ります。
- 児童福祉法第56条の4の2に基づく市町村整備計画（保育計画）に関する目標についても定めるものです。

3 計画の期間

○本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。



4 計画の策定方法

- 公募による子育て中の保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者等で構成する「釧路市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議を重ねました。
- 就学前児童・就学児童の保護者を対象とした「子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、広く市民の意見を反映しました（発送数6,000件、回収数2,548件、回収率42.5%）。

第2期釧路市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

- ◆発行 令和2年3月
- ◆発行者 釧路市（こども保健部こども育成課）
〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地 防災庁舎3階
TEL (0154) 31-4541（直通） FAX (0154) 22-5674

5 基本理念と基本的視点

基本理念

生まれる喜び、はぐくむ喜び、寄り添う喜び — それぞれの笑顔が輝くまち・釧路 —

子育て世代と子どもたちが、このまちで明るい未来を築くことができるよう、これまで積み重ねてきた子ども・子育て支援施策のさらなる充実を図り、すべての市民が子育てを支援する担い手として支えていくことができるまちづくりを目指します。

基本的視点

1：子どもを支える視点

すべての子どもが健やかに成長できる社会、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

2：親を支える視点

親として成長し、子育てや子どもの成長による喜びや生きがいを感じることができる社会を目指します。

3：配慮を必要とする子どもと家庭を支える視点

社会的支援の必要な子どもや家庭を把握して適切な支援に結びつけ、子どもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

4：社会全体で支える視点

社会のすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

子ども・子育て関連3法と子ども・子育て支援新制度の主な内容

2015年（平成27年）4月からスタートした「子ども・子育て支援制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会との考え方を基本指針とし、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じるために、子育て中のすべての家庭を対象として、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目指しています。

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

質の高い幼児期の学校教育 ・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること

保育の量的拡大・確保、 教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること

地域の子ども・子育て 支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること

6 基本目標と施策の展開

○基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向か、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

○また、計画の基本目標を実現するために、これまでの取り組みや子育て支援ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化・充実を行うことで、計画を推進していきます。

基本目標1 子育て家庭を支援するための環境づくり

すべての子育て家庭が喜びや生きがいを感じながら、楽しんで子育てをし、子どもたちが身近な地域でいきいきと暮らせるよう、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けた関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりを推進します。

また、男女がともに仕事と家庭での生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業者や地域住民への広報・啓発に取り組みます。

■■ 施策の方向性（主な取組） ■■

(1) 教育・保育サービスの充実

・通常保育事業、延長・休日・夜間保育事業の充実、保育所の整備、保育所職員に対する研修 等

(2) 地域における子育て支援の充実

・ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業の推進 等

(3) 子育て支援ネットワークの構築

・釧路市地域子育て力推進事業の実施（せわづき・せわやき隊） 等

(4) 働きながら子育てしやすい環境の充実

・関係団体との共催による啓発講座の開催、仕事と子育ての両立のための情報提供 等

基本目標2 健やかに生み育てられる環境づくり

健やかな妊娠・出産を支援するとともに、安心して子育てができるよう乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導の充実や小児医療体制の維持を図ります。

また、思春期特有の体や心の問題について正しい知識の啓発・指導等を実施していくとともに、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

■■ 施策の方向性（主な取組） ■■

(1) 安全・安心な母子保健医療等の充実

・母子手帳の交付及び妊産婦相談、乳幼児健診、子育て教室、予防接種 等

(2) 「食育」の推進

・魚食の普及及び啓発、幼児食育教室、食育事業の推進、親と子の料理教室 等

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

・高校生ライフデザイン講座・中学生思春期ライフデザイン講座、思春期保健環境整備事業、思春期相談ダイヤル 等

(4) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

・独身農業青年と釧路市及び管内町村在住女性との交流会、特定不妊治療費助成事業 等

基本目標3 子どもの成長を支える環境づくり

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育んでいくために、様々な学習の機会や日常の遊び、自然体験・社会体験などを通じ、様々な人々と交わり・ふれあうことで、自ら学び、考え、行動できるように、「生きる力」を育む教育環境の充実に取り組みます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを生み育てることの意義を理解できる環境づくりを進めるなど、家庭や地域の教育力の向上を目指した取組を推進します。

■■ 施策の方向性（主な取組） ■■

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

- ・中学生赤ちゃんふれあい体験学習、教職員研修の支援、コミュニティ・スクールの推進、いじめ問題対策 等

(2) 子どもの健全育成の推進

- ・児童館運営の充実、放課後子ども教室の運営、青少年交流事業、多様な体験活動の機会の充実 等

(3) 家庭や地域の教育力の向上

- ・あけぼのマミースクール、家庭教育講座、世代間交流の推進、スポーツ教室の開催 等

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

子どもや子育て中の家庭が、地域で安心して快適に暮らせるよう、生活環境の整備・改善に努めるとともに、地域住民との協働のもとで、子どもを交通事故や犯罪から守り、健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを進めます。

■■ 施策の方向性（主な取組） ■■

(1) 安心して子育てできる生活環境の整備

- ・子育て世帯向け住宅供給、生活道路の整備、防犯灯の整備 等

(2) 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守る活動の推進

- ・交通安全教育の推進、「こども110番の家」事業の推進 等

(3) 被害に遭った子どもへの支援の推進

- ・教育相談体制の充実

基本目標5 配慮を要する子どもと家庭を支える環境づくり

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見し適切な対応がとれるように、様々な関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障がいのある子どもと家庭への支援、生活困窮世帯の子どもに対する支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実に努めます。

■■ 施策の方向性（主な取組） ■■

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ・釧路市家庭福祉推進連絡協議会の機能充実、相談体制の充実、各相談機関のネットワーク強化 等

(2) 生活困窮世帯、ひとり親家庭の自立支援対策の充実

- ・ひとり親家庭就労自立支援促進事業、釧路市ひとり親家庭等日常生活支援事業 等

(3) 障がい児支援対策の充実

- ・障がい児保育事業の推進、児童発達支援センター運営の充実 等

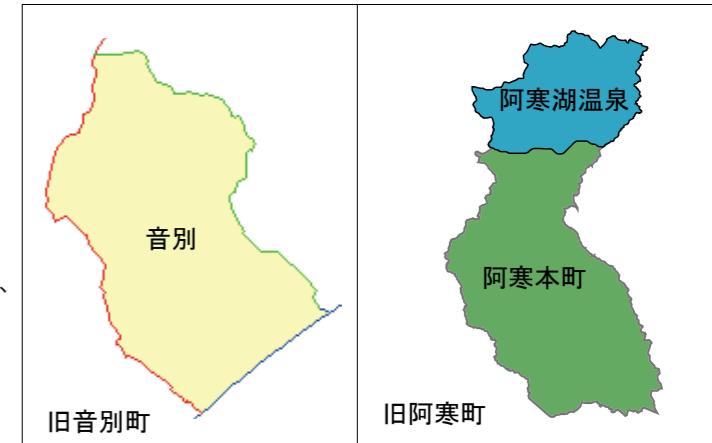
7 子ども・子育て支援制度に基づく事業の量の見込みと提供体制

○子ども・子育て支援施策を進めるための取組のうち、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業については、計画期間の事業計画（年度ごとの「量の見込み」と「確保方策」）を定めます。

(1) 教育・保育提供区域について

○本市では、教育・保育提供区域を「東部」「中部」「西部」「阿寒本町」「阿寒湖温泉」「音別」の6区域とします。

○地域子ども・子育て支援事業については、その利用実態等から、原則として市内全域を1つの区域としますが、「延長保育事業」「放課後児童クラブ」については、教育・保育給付と同様、6区域とします。



(2) 事業の量の見込みと確保方策の考え方

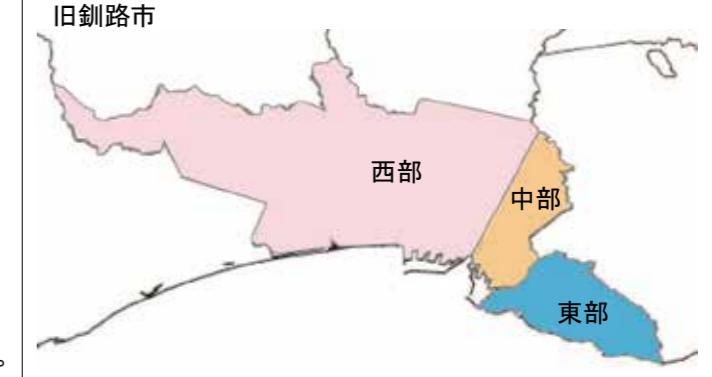
① 量の見込みの考え方

○国のワークシートによる推計と利用実績を踏まえ、必要に応じて補正を加え、量の見込みを決定しました。

② 確保方策の考え方

○教育・保育については既存の認可保育所・幼稚園・認定こども園による確保を基本方針としました。

○地域子ども・子育て支援事業については、既存の施設による利用実態等に応じて決定しました。



(3) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容

○子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。

○本計画では、各認定区分における教育・保育施設における必要な施設利用定員の確保を図ります。

○また、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、確保量（利用定員）を見直し、事業を展開していくものとします。

■ 認定区分

区分	年齢	対象事業	主な対象者
1号認定	3～5歳	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園） 確認を受けない幼稚園	○専業主婦（夫）家庭 ○共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）	○共働き家庭
3号認定	0歳、 1・2歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園） 特定地域型保育事業	○共働き家庭

■ 教育・保育の量の見込み及び確保方策【市内全体】

認定区分	量の見込み・確保方策						
	実施時期（令和）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
○ 1号認定 ○ 2号認定 (学校教育の利用希望が強い)	量の見込み	1号認定	1,093	1,065	997	946	899
		2号認定	646	629	589	559	531
		合計	1,739	1,694	1,586	1,505	1,430
	確保方策	特定教育・保育施設	2,077	2,077	1,997	1,997	1,997
		確認を受けない幼稚園	340	340	340	340	340
		合計	2,417	2,417	2,337	2,337	2,337
	過不足数（量の見込みー確保方策）		678	723	751	832	907
	量の見込み	1,136	1,107	1,037	984	935	
		特定教育・保育施設	1,166	1,166	1,191	1,191	1,191
		その他の事業	25	25	10	10	10
		合計	1,191	1,191	1,201	1,201	1,201
	過不足数（量の見込みー確保方策）		55	84	164	217	266
○ 2号認定 (保育の必要性あり)	量の見込み	215	207	201	195	189	
		特定教育・保育施設	204	204	207	207	207
		特定地域型保育事業	20	20	20	20	20
		合計	224	224	227	227	227
	過不足数（量の見込みー確保方策）		9	17	26	32	38
	量の見込み	693	656	646	624	605	
		特定教育・保育施設	550	550	559	569	569
		特定地域型保育事業	38	38	38	43	48
		合計	588	588	597	612	617
	過不足数（量の見込みー確保方策）		▲ 105	▲ 68	▲ 49	▲ 12	12
○ 3号認定 (保育の必要性あり)	量の見込み	204	204	207	207	207	
		特定地域型保育事業	20	20	20	20	20
		合計	224	224	227	227	227
		過不足数（量の見込みー確保方策）	9	17	26	32	38
	量の見込み	693	656	646	624	605	
		特定教育・保育施設	550	550	559	569	569
		特定地域型保育事業	38	38	38	43	48
		合計	588	588	597	612	617
	過不足数（量の見込みー確保方策）		▲ 105	▲ 68	▲ 49	▲ 12	12

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業です。
- ニーズに応じて体制の充実を図り、適切な事業の実施に努めます。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

事業名	事業概要	令和6年度（計画終了年度）	
		量の見込み	確保方策
①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	3箇所	3箇所
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	5,198人日／月 7箇所	5,198人日／月 7箇所
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	9,485人回／年	9,485人回／年
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	793世帯	793世帯
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	466世帯	466世帯
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	73人日／年	90人日／年
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	6,093人日／年	51,920人日／年
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型 143,686人日／年	387,400人日／年
		幼稚園型 を除く 8,437人日／年	98,975人日／年
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもが通常利用時間を超えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	1,017人	1,823人
⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	7,135人日／年	8,400人日／年
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	986人	1,211人